

『遺贈寄附』のご案内

(～ 遺言による寄附をお考えの方へ ～)



ふくっぴー
習志野市社会福祉協議会の
マスコットです。

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

『ならしの』の未来に『あなたの想い』や『あなたの善意』を『遺贈』というかたちで託してみませんか？

【遺贈とは】

遺言により、自分が亡くなった後、その遺産を一部、または全部を特定の個人や団体に遺言者の財産を分けることができます。これを『遺贈』といいます。

『遺贈』は相続とは異なり、遺言を残す必要がある点や、ゆずる相手が法で定められた法定相続人でなくても良い点、特定の個人でなくても良い点があります。一部またはすべての財産の受取人として『社会福祉法人習志野市社会福祉協議会』を指定することにより、習志野市の地域福祉推進などに遺産を役立てることができます。

遺産の寄附と聞くと、とても大きな金額を想像するかと思いますが、金銭の多寡は関係ありません。本会を受遺者としてご検討の場合、事前にご相談をお願いします。

【遺贈（寄附）の方法】

1. 遺言書の作成

『遺贈』には遺言書作成が必要となります。遺言書は、2人以上の証人の立ち合いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」と、遺言者が遺言内容の全文、作成日、氏名を自筆で書き、捺印した「自筆証書遺言」があります。遺贈先には「習志野市社会福祉協議会 指定寄附（遺贈寄附）」とご記入下さい。

寄附の金額や遺贈の割合は、「遺留分（※）」に充分配慮の上、ご指定下さい。遺言書の作成・保管は、専門家・専門機関（弁護士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・公証人・信託銀行等）のアドバイスを受けることをお勧めします。

※遺留分とは、配偶者・子・親など相続人に最低限度保証された受け取り分のこと。

2. 遺言執行者の選任（指定）

財産を円滑に『遺贈』するために、遺言書の中で遺言執行者を指定なさるようお勧めしています。遺言執行者には、専門家・専門機関（弁護士・司法書士等）を選ばれる方が多いです。

3. 遺言執行

遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行ないます。本会は、遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく『遺贈』を受領いたします。

なお、不動産や有価証券等の現金以外の財産をご寄附いただく場合は、遺産を有効に活用するため、現金化してからご寄附いただけると幸いです。

『遺贈寄附』の主な使いみち

1. 社会福祉協議会の法人運営費に
2. 地域福祉事業（地域福祉・障がい福祉・高齢者福祉等）に係わる事業資金に
3. 子どもの育成、子育て支援に
4. 生活困窮者に対しての食料提供支援等、対象世帯への自立支援援助に
5. 権利擁護事業（日常生活支援事業・成年後見事業）の普及や広報啓発に
6. 権利擁護事業（日常生活支援事業・成年後見事業）の利用が必要な方に対しての支援援助（活動費）に
7. 権利擁護事業に関わる支援員の養成、及び報酬費に
8. 大規模災害発生時の被災者支援に
9. 大規模災害発生時などのボランティア活動者支援に
10. 社会福祉協議会の人材確保のための経費に
11. 社会福祉協議会支部の活動費に
12. その他



【社会福祉協議会（社協）とは】

社会福祉協議会（社協）は、地域に暮らす皆さまをはじめ、民生児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関とともに、福祉のまちづくりを推進する社会福祉法に定められた非営利の民間団体（社会福祉法人）です。

地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができるように、各県・市町村に設置され、地域に密着した社会福祉活動を推進しています。

地域に暮らす高齢者・障がい者・児童など、すべての方が住み慣れたまちで、その人らしく生活することができるように社協では「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行なっています。

例えば、高齢者や障がい者の方々への各種福祉サービスや相談、在宅福祉の推進や地域のボランティアや市民活動の支援、地域理解を広める福祉教育の推進や共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから習志野市の地域の特性に応じた活動まで、様々な場面での地域の福祉増進に取り組んでいます。



社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

〒275-0025

習志野市秋津3丁目4番1号（総合福祉センター内）

電話番号 047 - 452 - 4161

F A X 047 - 451 - 8211